

第36号議案

東京都台東区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月3日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、宗教法人法（昭和26年法律第126号）の改正に伴い、墓地等の経営主体に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

東京都台東区墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例
(平成24年3月台東区条例第6号)の一部を次のように改正す
る。

第3条第2号中「同法第5条第1項の主たる事務所又は同法第
59条第1項の従たる事務所を、」を「同法の規定により登記され
た事務所を」に改める。

付 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。